# ADL 維持加算について

※当該加算の算定には事前の申出が必要です。

【算定要件】

ADL 維持加算（Ⅰ）

1　評価対象者（評価対象期間（算定開始月の前年の同月から起算して 12 ヶ月までの期間）中に当該事業所を 7 月以上利用した者）の総数が 10 名以上であること。なお、評価対象者には、評価対象期間の前から継続して利用している者を含む。

2　評価対象者全員について、評価対象利用期間（評価対象者が評価対象期間中に当該事業所を利用した期間のこと）の初月及び当該月の翌月から起算して 6 月目において ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに、厚生労働省に当該測定を LIFE にて提出していること。

3　ADL 利得※の平均値が 1 以上であること。

ADL 維持加算（Ⅱ）

1　ADL 維持加算（Ⅰ）の 1 及び 2 に該当していること。

2　ADL 利得の平均値が 2 以上であること。

※ADL 利得とは、評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目に測定した評価対象者の ADL 値から評価対象利用開始月の ADL 値を控除して得た値に、以下の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定した ADL 値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値。

| | | |
|---|---|---|
| 1　２以外の者 | ADL 値が 0 以上 25 以下 | 1 |
| | ADL 値が 30 以上 50 以下 | 1 |
| | ADL 値が 55 以上 75 以下 | 2 |
| | ADL 値が 80 以上 100 以下 | 3 |
| 2　評価対利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して 12 月以内である者 | ADL 値が 0 以上 25 以下 | 0 |
| | ADL 値が 30 以上 50 以下 | 0 |
| | ADL 値が 55 以上 75 以下 | 1 |
| | ADL 値が 80 以上 100 以下 | 2 |